

頭に浮かんだ2つのこと



副会長 榎原 周成

主な担当業務
憲法問題、人権擁護、刑事弁護、
子どもの人権、職員人事

右も左も分からないまま理事者室に入って、はや4か月。この間、何をしてきたのかと思い返して頭に浮かんだことを、2つだけ記してみたい。

懇親会

4月だけで東弁事務局との懇親会が8回あった。「何故そんなに懇親会ばかり」と思ったが、ここには歴代理事者の経験智が凝縮されていることを悟った。手っ取り早くお互いの意思疎通ができるようにするためには「飲ミネーション」に勝る手段はない。お陰でスムーズに仕事をさせていただいているが、未だ仕事上の関わりが少ない皆さんとどのようにコミュニケーションしていくのが課題だ。登山・テニス・囲碁などの同好の士が大勢いることも分かったから、楽しみを分かち合ったりしながらポチポチ行きたい

と思う。

ところで、懇親会は事務局との間だけではない。役員就任披露宴、三会多摩支部との懇親会、各種担当委員会での懇親会と始まって、大阪での司法シンポジウム懇親会、秋田での東北弁連大会懇親会、夏期合同研究懇親会、とまだまだ続く。笑い声の絶えない楽しい懇親会から、職務上出席を求められるそれまで、とにもかくにも懇親会は大切なお仕事である。お陰で中生一杯を定量としていたのに、最近は「あら、お代わりするの？」などと言われるようになってしまった。

意見書・会長声明

少年法等「改正」法案に反対する会長声明（5月19日）、多数被害者のための犯罪被害財産返還制度を求める意見書（6月7日）、少年事件の適正な報道等を求める会長声明（6月29日）、消費者団体訴訟制度に関する意見書（7月7日）。

これが7月上旬までの間、私が関与させてもらった意見書ないし会長声明である。原案は、委員会のメンバーが忙しい仕事の合間を縫い、睡眠時間を削って作ったものである。何とか承認にまでこぎつけたいと思うのが人情というもの。だが、そのためにはまずもって意見内容の妥当性が問われる。私が主に人権関係の委員会を担当している関係で、意見書・会長声明は被害者や弱者保護の観点からのものが多い。人権感覚が問われること

は当然であるが、分かりやすく広く市民にアピールすることも求められる。執筆担当の委員の皆さんとは、このような観点で原案を巡って意見を闘わせてもらっている。委員の皆さんには些か迷惑かもしれないが、これは楽しいひとときでもある。

さて、このように検討を加えた原案だからといって当然発表となるわけではない。論客揃いの理事者会で、厳しいチェックを受けなければならない。ここでは国会審議状況等も睨みながら発表の可否が議論されることになる。効果的なタイミングも考えなければならないから、未だ日の目を見ていない原案も出てきてしまう。人権の府としての役割を果たすべく知恵を絞ることは、楽しくも難しい作業ではある。